

## 水循環基本法案の概要

### 【基本理念】

- 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的推進
- 水の公共性と適正な利用
- 水の利用に当たっては、健全な水循環が維持されるように配慮
- 流域に係る水循環について総合的かつ一体的に管理
- 水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に実施

### 【水循環基本計画】

- 水循環基本計画を政府が策定
  - ・水循環に関する施策についての基本的な方針
  - ・政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ・水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 基本計画は閣議決定し、公表、おおむね5年ごとに見直し

### 【基本的施策】

- 貯留涵養機能の維持及び向上
  - ・雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずる
- 水の適正かつ有効な利用の促進等
  - ・水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進
  - ・水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる
- 流域連携の推進等
  - ・国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、連携及び協力の推進に努める
  - ・流域の管理に関する施策に地域の住民に意見が反映されるよう必要な措置を講ずる
- 教育の推進
- 民間団体等の自発的な活動の推進
- 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的連携、国際協力

### 【水循環政策本部】

- 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置（所掌事務）
  - ・水循環基本計画案の作成及び実施の推進
  - ・関係行政機関の施策の総合調整

・水循環に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整（組織）

・本部長：内閣総理大臣

・副本部長：官房長官、水循環政策担当大臣

・本部員：本部長、副本部長以外の全ての国务大臣

（事務）

・内閣官房において処理